

## 現状説明資料（寺川委員からの提供資料）

- 滋賀県の水質バイク排気ガス調査結果と今後の対応についての要望書
- 高時川丹生ダムの問題点<50>の指摘及び調査書
- 2001年6月21日 毎日新聞夕刊記事「大規模ダム、新規凍結」
- 琵琶湖のワーム問題に関する資料（新聞記事より抜粋）
- 淀川河川公園利用マップ（補足資料）

「淀川河川公園利用マップ」は部数の都合上、一般傍聴者の方には配布しておりません。受付に残部を設置していますので、ご希望の方はお取り下さい。また、委員の方に配布した資料一式は、受付にて閲覧できます。

2001年8月16日

滋賀県知事 国松善次様

緑とやすらぎのある新海浜を守る会  
代表 井上哲也  
びわ湖自然環境ネットワーク  
代表 寺川庄蔵

### 滋賀県の水質調査結果と今後の対応についての要望書

琵琶湖では今シーズン、既に6件もの水上バイクによる事故があり、このうち幼児重傷を含む悲惨な人身事故（死亡1件、傷害4件）が発生しました。

琵琶湖における水上バイクの航行は、私たちが指摘してきた水質汚染だけでなく、騒音、悪臭、ゴミ、湖岸の環境破壊、さらに人身事故の頻発など深刻な問題を起こしており、その規制は一刻の猶予も許されない状況に至っています。

今回の県の水質調査は、我々の指摘を一部取り入れてはいるものの、ことの重大性を考えるときわめて不十分な内容であり、とても適正な検査とは言いがたいものです。

県の調査内容では不十分であると判断し、私たちは独自に7月29日（日）大津市柳ヶ崎で採水し、水質調査を行ないました。

その結果を発表するとともに、県の水質調査の問題点を指摘し、ただちに適正な再調査を行ない、的確な対策を実施するよう重ねて要望します。

#### 1. 独自の水質調査結果について

大津市柳ヶ崎水泳場にて、7月29日（日）午後4時採水（検査結果別添）

- ① カリフォルニア州の健康基準を上回るMTBE  $14 \mu\text{g}/\text{L}$ を検出。
- ② ベンゾ(A)ピレンは、不検出（定量検出限界  $0.01 \mu\text{g}/\text{L}$ ）。

#### 2. 県の水質調査の問題点

- ① 採水の時間帯と回数が適正ではない。

午前11時頃に1回行なわれたのみである。しかし、淀川など他地域における調査結果を見ると、水上バイクが走る前後に行なわれており、汚染物質の濃度が最も高くなるのは走行後の夕方近くである。そして、こうした資料はすでに行政関係者の間に発表されており、今回の午前11時の採水では、相対的に低い濃度しか検出されないことは、担当者自身が充分認識していたはずであり、「環境基準値もしくは指針値を上回る物質は検出されなかった」などと発表することは、甚だ適正を欠く行為である。

- ② 発ガン物質であるベンゼンが高い濃度で検出された。

ベンゼンが大同川沖で、 $0.004\text{mg}/\text{L}$ という高い濃度で検出された。環境基準値は

0.01mg/Lであり、採水時刻を勘案すれば、夕方には環境基準値を上回っていた可能性が高い。

③柳ヶ崎のMTBE以外は「不検出」というデータは不可解である。

柳ヶ崎においては、MTBEが検出されているにもかかわらず、他の物質はすべて「不検出」となっている。柳ヶ崎のMTBE測定値は、0.002mg~0.003mg/Lであり、通常この程度の濃度で検出された場合は、他の物質も検出限界以上の濃度になっているのが普通である。(大同川、淀川の測定値参照)すなわち、柳ヶ崎におけるMTBE以外は「不検出」というデータは、甚だ不可解である。

### 3. 琵琶湖の適正管理に関する申入れ

- ① 発ガン物質であるベンゼンが高い濃度で検出されたことを重く受けとめ、安全性が確認されるまでは、琵琶湖における水上バイクの航行を全面的に禁止すること。
- ② 湖岸への車両侵入禁止について、現在のような著しく適正を欠く管理状況を直ちに是正し、断固たる措置をとること。
- ③ 水源保護条例を早急に制定するとともに、国に対し水源保護の法整備を求めること。

(別紙)

## 1. 追加実施 独自水質調査結果について

採水日時：平成18年7月29日(日) 16:00

採水場所：滋賀県 大津市 柳が崎浄水場近くの 県の採水点 地点6 付近 岸より5m

検査項目：・MTBE (メチルターシャリーブチルエーテル)

・ベンゾ(a)ピレン

水質検査結果：

物質	検出値	定量検出限界
MTBE	1.4 $\mu\text{g/L}$ (0.014 $\text{mg/L}$ )	1 $\mu\text{g/L}$
ベンゾ(a)ピレン	不検出	0.01 $\mu\text{g/L}$

ともに民間分析機関にて委託分析

## 2. 公的機関による国内他所の水質調査結果の重要点

### ① 2001. 7. 20-22 国土交通省 実施

「淀川水上オートバイ汚染度調査」

→ 淀川においては規制後もハイオクガソリンがいまだに使用されている。

### ② 平成11年10月 運輸省海洋技術安全局 実施

「マリンエンジン排出ガスの水質影響調査委員会調査結果概要」

→ 流水域の利根川でさえベンゼンが高濃度(最大値0.008  $\text{mg/L}$ )で検出。

琵琶湖も既に調査済みで「ベンゼン濃度が一時的に高くなることがあった。」とある。

### ③ 平成11年2月 淀川水質協議会報告

「淀川一津屋地点(三島浄水場取水口)でのVOCについて」

→ VOC中の検知はすべて土、日、祝でピークは夕方であった。

三島浄水場原水のカカロケラにMTBE及びベンゼン他のVOCが検出。

## 3. 湖岸緑地への車両侵入を容認する不適正な管理状態について

びわこ利用マナーアップキャンペーンの自然観察会で講師の先生より、「湖岸への車両の侵入は、植物の自生を妨げ植生を分断する」との指摘があったにもかかわらず、国松知事はいまだ車両侵入を容認する不適正な管理状態を続けている。

詳細は Green Wave 緑とやすらぎのある新海浜を守る会

ホームページ <http://www.gwa.jp/green/>

の湖岸環境問題をご覧ください。

## 琵琶湖（閉鎖性淡水域）における水上バイクの現状と問題点

Green Wave（環境NGO）

### ★ 水質汚染 ～ 琵琶湖の水が危ない～

大排気量（1000CC以上）の2-ストロークエンジンの生ガス、排ガス、排オイルが湖中に撒き散らかされている。水上バイク数の増加、集中にともない活動水域では油が浮いている。

#### ● 騒音、悪臭、マナー

各地で苦情がででは、地域ごとに自衛的な対策が講じられている。

各地で締め出され活動場所が集中してきている状況は悪化。

#### ● 湖岸環境

重機、4WD等に踏みつけられるため湖岸の緑地帯の植物が著しい被害にあっている。

#### ● 規制、条例

水上バイク運転者の安全を守る条例はあるが、水上バイクの公害に関する規制条例はない。

また、環境、自然に関する法律、条例等はあるが厳格に適用されていない。

### 水上バイクの排気イメージ



2-ストロークエンジン排ガス  
HC, CO, NOx, SOx, PAHs  
30%の未燃焼ガソリン  
ベンゼン、トルエン等 VOC  
ガソリン添加剤 (MTBE)  
OIL, OIL 添加剤

特に水質汚染の問題は、まず欧米で問題となり水上バイク活動水域で**発ガン性の疑いのあるMTBE**や発ガン性物質を含むVOC, PAHsが高濃度で検出されたことなどにより、閉鎖性水域や水道水源である湖沼、河川では次々に禁止となっている。日本では、規制がないため、琵琶湖の水上バイク活動水域で**発ガン性物質のベンゼン**がはじめて**検出**されるなど、危機的状況にあるにもかかわらず、未だに水道水取水口近く走りまわっている状況にある。

水上バイクの環境負荷 琵琶湖で1日、1000台出艇、ガソリン50L/台使用の場合  
2-ストロークエンジンは約30% ガソリンを未燃焼で排ガスとして水中に排出するので

**$50L \times 1000 \text{台} \times 70\% = 35KL$  分の汚い2-ストロークエンジン排ガスと**

**$50L \times 1000 \text{台} \times 30\% = 15KL$  (ドラム缶75本分) のガソリンが**

**たった1日で琵琶湖の水の中にぶち込まれることとなります。**

上記の算出根拠は

米国 カリフォルニア州環境局大気部門文書 「水上バイク(マリンエンジン)の規制、(環境負荷)」

水質汚染の詳細については Green Wave HP : <http://www.gwa.jp/hodo/> で

## 緊急通知

### 新旭町の湖岸全域で水上バイクの利用自粛のお願い

新旭町では、7月20日より地元の水上バイク愛好者の方とともに、水上バイクやキャンプの方々を対象にしたマナーアップ啓発を行い、源氏浜園地を皆さんに開放してまいりました。その結果、利用者のマナーが向上し、ゴミの持ち帰り意識が定着し、その効果が見えていたところでした。

ところが、8月8日の新聞報道のとおり、滋賀県は琵琶湖から水上バイクの排ガスが原因とみられる化学物質であるベンゼンやMTBE(メチル・ターシャリー・ブチル・エーテル)などが検出された、と発表しました。ベンゼンは発ガン性が確認されており、MTBEは発ガン性が懸念されている物質です。

新旭町では、源氏浜園地の沖に水道の取水口があることから、住民の安全な飲料水の確保を最も尊重し、新たに源氏浜園地の水上バイク乗り入れの自粛を利用者に呼びかけることにしました。このような事情をご理解いただき、源氏浜園地への水上バイク乗り入れを自粛していただきますようお願いいたします。

新旭町役場 建設課  
Tel.0740-25-8130

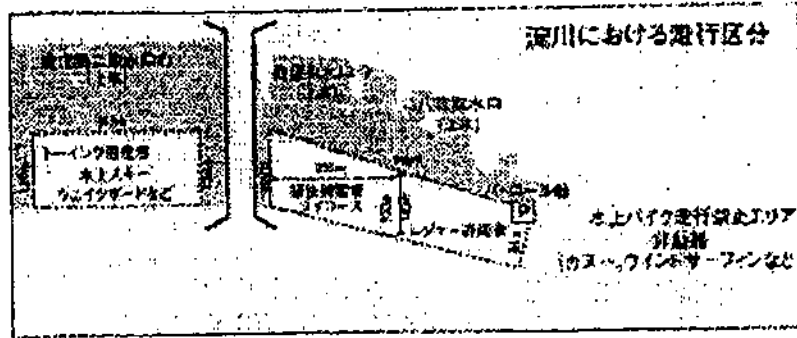
## NIKKEI NET 記事検索

日付:2001/08/24

プレジャーボート、新法視野に総合対策・国交省

モーターボート、水上バイクなどのプレジャーボートによる海難事故の増加や不法係留が問題となっているため、国土交通省は24日、学識経験者や船舶関係者からなる懇談会を設置し、総合的な対策に乗り出す。特に操縦資格制度については飲酒操縦や危険な操縦の禁止規定がないなど不備が多いため、小委員会を設けて議論。その結果を受けて同省は現行の船舶職員法に代わる新法を次期通常国会に提出する方針だ。

同省によると、現行の船舶職員法は「船長免許制」で、免許所有者の監督下であれば無免許でも操縦できる。危険な操縦や飲酒操縦について明確な禁止規定がなく、救命胴衣についても着用規定はない。プレジャーボートによる海難事故は、昨年1年間で1035件と、5年前の2倍以上に増えている。懇談会ではこのほか、係留場所の確保や、来年度から実施される小型船舶の登録制度の運用方法などについて議論し、年内に結論をまとめる予定。



■ 淀川の規制

◆PWC淀川水面利用における登録制度スタートについて

ここ数年淀川PW問題が顕在化して以降、PWSA(水上オートバイ安全協会)大阪支部を中心として国土交通省や大阪府等の行政の指導を基にゲレンデパトロールなどの自主管理を行ってきました。しかしまだまだ先行きが見通せない状況で、今後継続して淀川を利用するにあたり水質への影響の軽減や安全面への配慮などのハードルをクリアしなければ継続利用は困難です。このような状況を受けPWSA大阪支部としては、あくまでも自由使用の範疇ながら管理を行っている淀川の一津屋地区において登録制度をスタートいたします。

※ただしPWSAは水面を独占利用する権利も法的根拠もありません。繰り返しますがあくまでも自由使用の範疇での登録制度及び管理となりますので、登録の申請が淀川を使用する権利を保障するものではありません。

◆淀川河川敷利用マニュアル

利用期間:	平成13年6月16日～平成13年10月14日(土、日、祝日)39日間
利用時間:	AM10:00～PM4:00
利用場所:	摂津市一津屋地区淀川河川敷の低水敷き
ルール:	<ol style="list-style-type: none"> <li>1、水上オートバイやモーターボートなどを利用する場合は船舶免許、船舶検査証を携行してください。</li> <li>2、ウォーターマフラーを装着していない艇、及び排気系の改造で排気音の大きい艇は利用できません。</li> <li>3、不必要なアイドリング走行はしないようにして下さい。</li> <li>4、河川で使用できる動力船の燃料はレギュラーガソリンのみです。</li> <li>5、給油する際には、ガソリン、OILを絶対にこぼさないようにして下さい。万一事故などでガソリン等が水面に流出した場合は流出したガソリン等の処理に必要な費用を徴収することがあります。速やかに最寄のPW安全協会関係者等に通報してください。</li> <li>6、水上オートバイは水面利用エリアを厳守してください。</li> <li>7、お酒を飲んだ方の利用は一切できません。</li> <li>8、バーベキュー等の火を使う利用はできません。(消防法で規制されています)</li> <li>9、弁当の空箱、ジュースの空き缶、ペットボトルまたは、オイルの空き缶などのゴミは必ず各自で持ち帰ってください。</li> <li>10、車両の通行は砂埃が立たぬように徐行してください。</li> <li>11、トイレは河川公園管理棟よこの公衆トイレを利用してください。</li> <li>12、ウインドサーフィン、釣り舟など他の利用者の迷惑にならないように注意してください。</li> <li>13、野鳥を追いかけたり、葦原に近づいて自然を壊さないようにして下さい。</li> <li>14、入場する際は必ず登録IDカードを提示してください。</li> </ol>

登録方法

登録場所